Ε

○欧州金融監督制度 (ESFS)

- ・EU における金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構(ESAs)の3機関(欧州銀行監督機構(EBA)、欧州証券・市場監督機構(ESMA)、欧州保険・年金監督機構(EIOPA))、②ESAsの合同委員会、③欧州システミックリスク理事会(ESRB)、④欧州中央銀行(ECB)、⑤各国監督当局、から構成される。
- ・なお、ESAs3 機関の協調の強化や ESRB による金融安定に対するリスクへの効果的なモニタリングの確保といった観点から、2017 年に欧州委員会が ESFS の見直し案を公表しており、2019 年には所要の法改正が行われた。

○欧州中央銀行 (ECB)

• 1998 年 6 月に設立され、ユーロ圏の金融政策や、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参加 国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。

○欧州システミックリスク理事会 (ESRB)

- 2011年1月に ESFS の一部として設立され、EU 域内の金融システムのマクロプルーデンス 監督とシステミックリスクの回避・軽減を担っている。
- ・ 主な業務は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、 警告・勧告等により EU レベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。

○欧州銀行監督機構 (EBA)

- EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。主な業務は、法的拘束力のある技術的基準 (BTS) やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。
- 2019 年の ESFS の見直しにより、マネー・ローンダリングの防止・リスクの極小化に関連 する権限は EBA に集約された。

oEU の法体系と立法過程

- EU 加盟国間で締結された EU の基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、これには規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。
- 規則は、発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用され、各国の国内法への置き換えは必要ない。
- 指令は、加盟国に対し一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられており、 加盟国は、期限内に国内法への置き換えを完了させなければならない。
- EU 法の多くは、欧州委員会が法案を提出し欧州議会と EU 理事会が共同で採択するという

立法手続がとられており、この場合、欧州議会と EU 理事会は平等の発言権を持つ。

- ○銀行の健全性に関する規制(CRRⅡ・CRDV)
 - ・銀行を対象とする健全性規制の国際基準であるバーゼルⅢを実施する法律として 2013 年 6 月に自己資本要件規則 (CRR)・第 4 次自己資本要件指令 (CRDIV) が成立し、自己資本比率・レバレッジ比率に関する要件や流動性規制等が定められた。
 - 2019 年にはこれらを改正する第 2 次自己資本要件規則 (CRR II)・第 5 次自己資本要件指令 (CRD V) が成立し、一定の要件を満たす EU 域外の銀行に対し中間親会社の設置を義務付ける規定等が追加された。
- ○銀行の破綻処理に関する規制(BRRDⅡ)
 - 2014年5月に銀行再建・破綻処理指令 (BRRD) が成立した。too big to fail (大き過ぎて 潰せない) 問題への対策として、①銀行ごとの再建・破綻処理計画の策定、②当局による早 期介入、③当局が有する破綻処理の手段と権限、④各国当局間の協力、⑤破綻処理基金、に 関する事項が規定されている。
 - ・2019 年には、金融安定理事会等で合意された国際基準の EU 域内への導入に向けた調整を 図ることを目的として、第 2 次銀行再建・破綻処理指令 (BRRDⅡ) が成立した。
- ○預金保険制度に関する規制(DGSD)
 - ・2014年に2度目の預金保証スキーム指令 (DGSD) の改正が行われた。
 - 預金保証スキーム (DGS) により保護される預金の額の上限は、銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロであり、個人預金に加え企業預金も保護の対象である。
 - 各国の DGS は銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。
- ○金融商品の取引に関する規制 (MiFID II・MiFIR)
 - EU 金融市場の競争力の向上と高いレベルの投資家保護を目的として、2004 年に金融商品市場指令(MiFID)が成立した。
 - MiFID は、投資サービス会社(投資サービスを提供する銀行を含む)による金融商品への投資に関するサービスの提供、および、伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営、の業務に対する規制である。
 - その後の世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化を受けて、2014 年に第 2 次金融商品市場指令・金融商品市場規則(MiFID II・MiFIR)に改正された。

○銀行免許の付与

- 加盟国は、参入予定者に対し、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。 加盟国は銀行免許付与に係る要件を定め EBA に報告しなければならない。
- ・加盟国当局は、当初資本金の十分性や株主・構成員の適切性を確認しなければならない。

○検査・監督

• 銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。

3. 金融機関に対

- ・加盟国は、CRDVの国内法と CRRⅡの違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。
- ・加盟国当局は、銀行が CRR Ⅱ・CRD V を遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、 健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。
- 加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも1年に1回以上採択しなければならない。

○銀行同盟の状況

- EU は、経済通貨同盟の深化に向けた取り組みの一環として、銀行同盟の完成に取り組んでいる。銀行同盟は、単一監督メカニズム (SSM) と単一破綻処理メカニズム (SRM) を 2 つの柱としている。
- SSM は、2014 年 11 月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。 ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を直接監督する一方、相対的に重要ではない銀行については、各国当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。
- SRM は銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みである。単一破綻処理委員会(SRB)が設置され、直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成や実際に破綻処理を行う場合の破綻処理スキームの策定を担うほか、銀行セクターが資金を拠出する単一破綻処理基金(SRF)が設置された。
- 銀行同盟の第3の柱として預金保険制度を統一する欧州預金保険スキーム(EDIS)の導入 が検討されているが、合意には至っていない。

○リテール決済システムの動向

- ・2007年に第1次決済サービス指令(PSD1)が成立し、決済サービス提供者が消費者に提供 すべき情報や決済サービスの利用に関する権利と義務が規定されたほか、決済サービスを提 供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者に加え、新たに決済サービ ス事業者が導入された。
- ・その後、情報通信技術の革新により決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場したことを 踏まえ、2015年には第2次決済サービス指令(PSD2)が採択され、2018年1月に施行さ れた。
- ・EU は、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏 (SEPA) を推進している。この一環で、2017年11月に、ユーロ圏の一部の国において SEPA の即時送金スキーム (SCT Inst) が導入された。
- ・欧州委員会は、2018年3月、フィンテック行動計画を採択し、欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法の検討や分散型台帳技術・ブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定を含む19のステップを提示した。
- ・これを受け、EBA はフィンテック・ロードマップを策定し、2018 年・2019 年の優先事項として、規制の適用対象となる境界のモニタリングや、フィンテックの活用が既存の金融機関

のビジネスモデルに及ぼす影響の分析等を掲げている。